官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物及び添加物の公表を行う件（内閣府一二二）　二
○悠仁親王殿下は、令和七年九月六日に成年式を済ませられた件（宮内庁一二）
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三四一）
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換に関する件（同三四二）
○ファアモツ国際空港整備計画のための贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の書簡の交換に関する件（同三四三）
○個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件の一部を改正する件（財務二三四）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一三七四～一三八一）
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一三八二）　三
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一三八三）　四
○肥料を登録した件（同一三八四、一三八五）　五
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件の一部を改正する件（国土交通八六四）　六
内閣
〔人事異動〕　七
〔叙位・叙勲〕　七
〔褒　賞〕　七
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕　八
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　八
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配九五）　八
〔公　告〕　九
諸　事　項
官庁
押収物還付関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　九
特殊法人等
企業年金基金清算結了・清算人退任関係　三
会社その他

その他告示

○内閣府告示第百二十二号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物及び組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された添加物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１のＡの２及び第２のＤに規定する安全性審査を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定に基づき公表する。

令和七年九月九日

内閣総理大臣　石破　茂

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物

品種	名称	申請者
とうもろこし	コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシＭＯＮ95275系統	バイエルクロップサイエンス株式会社

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た添加物

品目	名称	申請者
セルラーゼ	ＪＰＡＮ011株を利用して生産されたセルラーゼ	ノボザイムズ　ジャパン株式会社

○宮内庁告示第十二号

悠仁親王殿下は、令和七年九月六日に成年式を済ませられた。

令和七年九月九日

宮内庁長官　西村　泰彦

○外務省告示第三百四十一号

令和七年七月十七日にティンプーで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億四千三百万円

3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　小野啓一在ブータン大使

ブータン側　ペマ・ツォモ外務省二国間局長

令和七年九月九日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百四十二号

令和七年七月二十九日にホニアラで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がソロモン諸島政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億七千八百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　樋口恵一在ソロモン大使

ソロモン側　ピーター・シャネル・アゴバカ外務貿易大臣

令和七年九月九日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百四十三号

令和七年八月十九日にヌクアロファで、ファアモツ国際空港整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がトンガ王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ファアモツ国際空港整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十五億四千九百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　稲垣久生在トンガ大使

トンガ側　アイサケ・ヴァル・エケ首相

令和七年九月九日

外務大臣　岩屋　毅

○財務省告示第二百三十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十二第二項の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件（平成二十七年九月財務省告示第三百十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月九日

財務大臣　加藤　勝信

別表損害保険契約者保護機構（東京都千代田区神田淡路町二丁目九番地）の項中「まで」の下に「及び同年九月九日から令和八年三月三十一日まで」を加える。

○農林水産省告示第千三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡喬木村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

喬木村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下高井郡野沢温泉村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び野沢温泉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下水内郡栄村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、栄村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

栄村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県上伊那郡飯島町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

飯島町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県南佐久郡北相木村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、北相木村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県北佐久郡御代田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、御代田町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び御代田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県伊那市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県南佐久郡小海町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、小海町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び小海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年九月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　さんま 一・二　（略）	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　さんま 一・二　（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	86,100
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	0
（略）	（略）

第二～第九　（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	77,940
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	8,160
（略）	（略）

第二～第九　（略）

○農林水産省告示第千三百八十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年九月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一・二　（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 大臣管理区分／大臣管理漁獲可能量 （略）／（略） するめいか小型するめいか釣り漁業／3,500 （略）／（略） 第六～第八　（略）	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一・二　（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 大臣管理区分／大臣管理漁獲可能量 （略）／（略） するめいか小型するめいか釣り漁業／2,800 （略）／（略） 第六～第八　（略）

○農林水産省告示第千三百八十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年七月二十五日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和七年九月九日　　農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第109596号	化成肥料	オールマイティアルファ	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第109608号	化成肥料	ホウ素入り化成肥料12―６―７	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第109609号	化成肥料	有機入り粒状625	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第109611号	汚泥肥料	きぼうのほし２号	かぶとバイオファーム合同会社	大阪府大阪市北区南森町一丁目４番19号
生第109612号	汚泥肥料	しんじ湖ゆうきWEST	島根県	島根県松江市殿町一番地

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第109593号	配合肥料	タンクエースゼロ	株式会社サンセイ	岐阜県岐阜市川部２丁目149番地
生第109604号	化成肥料	苦土・ほう素入り高度NS288	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第109610号	鉱さいマンガン肥料	マンキチ27号	TOMATEC株式会社	大阪府大阪市北区大淀北二丁目１番27号
生第109613号	化成肥料	富士高度化成肥料Dd756Cu号	富士肥料株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号
生第109614号	配合肥料	SPK	千代田肥糧株式会社	愛知県名古屋市港区藤前二丁目201番５
輸第109586号	加工苦土肥料	Pro MagM	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号
輸第109587号	硫酸アンモニア	硫酸アンモニア　21.0	パーカー川上株式会社	東京都中央区日本橋人形町二丁目22番１号
輸第109590号	りん酸加里	第一りん酸加里	カゴメアグリフレッシュ株式会社	東京都中央区日本橋浜町三丁目21番１号Fタワー
輸第109591号	硫酸加里	硫酸加里	カゴメアグリフレッシュ株式会社	東京都中央区日本橋浜町三丁目21番１号Fタワー
輸第109594号	甲殻類質肥料粉末	カニ殻	有限会社プラウド	兵庫県神戸市兵庫区三川口町三丁目３番３―301号
輸第109603号	家庭園芸用複合肥料	Seasol CommercialM	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号
輸第109605号	家庭園芸用複合肥料	Seasol PlusM	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号
輸第109607号	混合りん酸肥料	粒状混合りん酸肥料３号	赤城物産株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地１―７東陽ビル２階
輸第109615号	硝酸ソーダ	とかち硝酸ソーダ	農事組合法人十勝協同生産組合	北海道帯広市西八条南四丁目10番地
輸第109620号	液状肥料	自然の守L	株式会社理研グリーン	東京都台東区東上野四丁目８番１号
輸第109621号	けい酸加里肥料	けい酸加里肥料２号	糸賀　仁	千葉県船橋市藤原７丁目15番９号
輸第109622号	配合肥料	AG リキッドα	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町２番地12
外第109616号	被覆窒素肥料	ハイコートN41S	株式会社ヌーボ	大韓民国京畿道水原市勸善区西湖路89番５―102号
			髙橋　治（国内管理人）	千葉県柏市新柏１丁目12番地の１　サンパセオ新柏D―107号

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千三百八十五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年八月十二日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和七年九月九日　　農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109618号	加工りん酸肥料	リンコレ15	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番１号
生第109623号	化成肥料	FTE・ジシアン有機入りペレット030	徳島県協同肥料株式会社	徳島県小松島市和田島町字西浜手10番地25
生第109626号	汚泥肥料	にほんの恵み　バイオアクティブIC	市原バイオサイクル株式会社	千葉県市原市村上1433番地３
生第109628号	混合堆肥複合肥料	混合堆肥複合肥料858	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第109632号	副産肥料	副産肥料25―36G	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第109634号	液状肥料	内海液状肥料V型フルボセリア	内海工業株式会社	岡山県倉敷市玉島柏島7088番地
生第109656号	汚泥肥料	気仙沼市B炭化肥料	気仙沼市下水道事業	宮城県気仙沼市西みなと町８番21号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109625号	配合肥料	くみあい尿素苦土炭カル入り粒状複合NK56―Ca	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第109629号	混合苦土肥料	ミネライザー	サナテックシード株式会社	東京都港区虎ノ門三丁目７番10号ランディック虎ノ門ビル
生第109635号	配合肥料	くみあい養液栽培用ロックメイトR（鉄添加）	協同肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
生第109636号	配合肥料	くみあい養液栽培用ロックメイトT（鉄添加）	協同肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
生第109644号	液状肥料	マグ鉄グリーン	有限会社ゆうびえん	長崎県佐世保市皆瀬町２番地２
輸第109619号	副産肥料	エンザアミン２号	クリエイトインターナショナル株式会社	大阪府大阪市中央区本町一丁目５番６号
輸第109624号	硝酸石灰	硝酸石灰14	株式会社welzo	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号
輸第109633号	硫酸アンモニア	硫酸アンモニア	雲涛有機株式会社	京都府相楽郡和束町大字中小字平田13番地の１
輸第109643号	化成肥料	有機入り3351号	株式会社泰安物産	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目22番６号
輸第109648号	ホルムアルデヒド加工尿素肥料	ホルム窒素38	株式会社ファイマテック	東京都千代田区神田淡路町二丁目23番１号
輸第109649号	化成肥料	JK化成10―10―10	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第109650号	ひまし油かす及びその粉末	ひまし油粕４－１－１	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第109651号	化成肥料	15―44―33燐安	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第109652号	化成肥料	有機入り硝安化成16―８－８－２―0.3―0.2	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町２番地12
輸第109653号	配合肥料	プロアミノK	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
輸第109654号	液状肥料	RODALGO	アリスタ　ライフサイエンス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目４番１号
輸第109655号	熔成りん肥	18.0熔成りん肥２号	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目３番地15
外第109617号	硫酸マンガン肥料	YH硫酸マンガン肥料31号	青島宇慧緑色工貿有限公司	中華人民共和国(山東)自由貿易試験区青島片区前湾保税港区莫斯科路38号（A）
			グリーンコスモス株式会社（国内管理人）	北海道苫小牧市新開町三丁目１３番２号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○国土交通省告示第八百六十四号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件（平成十二年建設省告示第千百七十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月九日　　国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（略） 一　（略） １　（略） （一般会計）	（略） 一　（略） １　（略） （一般会計）
目 （略） 住宅市街地総合整備促進事業費補助（地域居住機能再生推進事業、住宅・建築物防災力緊急促進事業（暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業、評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業を除く。）、密集市街地総合防災事業、空き家対策総合支援事業及びスマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業に限る。）に限る。） （略） 新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金（港湾関係の事業を除く。） （略）	目 （略） 住宅市街地総合整備促進事業費補助（地域居住機能再生推進事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業に係る事務事業並びに地域防災力向上支援モデル事業に係る評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業を除く。）、密集市街地総合防災事業、空き家対策総合支援事業及びスマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業に限る。）に限る。） （略） （新設） （略）

（略）
２　（略）
３　（略）
（一般会計）

目	
（略）	
住宅市街地総合整備促進事業費補助（地域居住機能再生推進事業（地域居住機能再生推進事業として実施するスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）、防災・省エネまちづくり緊急促進事業、密集市街地総合防災事業（密集市街地総合防災事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）、空き家対策総合支援事業（空き家対策総合支援事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）、住宅・建築物防災力緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業、地域防災力向上支援モデル事業、暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業、評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業を除く。）及びスマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業に限る。）に限る。）	二　（略）
（略）	（略）

（略）
２　（略）
３　（略）
（一般会計）

目	
（略）	
住宅市街地総合整備促進事業費補助（地域居住機能再生推進事業（地域居住機能再生推進事業として実施するスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）、防災・省エネまちづくり緊急促進事業、密集市街地総合防災事業（密集市街地総合防災事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）、空き家対策総合支援事業（空き家対策総合支援事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業及び地域防災力向上支援モデル事業を除く。）及びスマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業に限る。）に限る。）	二　（略）
（略）	（略）

附　則

１　この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和七年度の予算に係る補助金等から適用する。

２　令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

人事異動

内　閣

総務副大臣　阿達　雅志
（在アラブ首長国連邦日本国大使館公使）
外務事務官　中川　周
第二十八回万国郵便大会議日本政府代表を命ずる
期間は令和七年十月三日までとする（各通）
（在フランス日本国大使館公使）
同　江碕智三郎
博覧会国際事務局総会日本政府代表を命ずる
（大臣官房付）同　安東　義雄
博覧会国際事務局総会日本政府代表を免ずる（以上九月五日）

叙位・叙勲

○叙勲

大勲位菊花大綬章を授ける（九月六日）
悠仁　親王

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年八月二十七日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

吉田　一衛　小林　六子　野口　京
赤司己喜雄　矢田　悠　小山田浩定
石田富美代　北村　典　石川　智基
伊藤　獻一　松澤　昭夫　須永　理子
須永　壯一　山下　裕　渡辺　康子
金沢　剛　齋藤　賢一　島木　英彦
川畑　勲　山口　辰久　石割俊一郎
金田　安夫

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年八月二十七日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

今井　敬子　奥井　隆　田中美智子
淺井美智代　宮田　昇始　浅井　勝一
海老原イチコ

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年八月二十七日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

多賀　知子　牧田　幸弘　中田　隆
坂本　光章　豊田　迪子　堂本　潤
松本　孝弘　久木野政教　高塩　和夫
渡邉　精二　藤沢　昭和　山口　高央
松田　芳己　林　欣治　杉村　克治
石黒　竜

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

池　俊明

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個を授ける

四方　祥樹　北井　幸治

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年八月二十七日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。

牧　寛之　横尾　忠則　河内　祐二

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

オマーン国人　モハメッド　サウド　サリーム　バフワン　アル　ムハイニ

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を贈与する

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年八月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

サガミレストランツ株式会社
永井産業株式会社
第一カッター興業株式会社
まほろば風力発電株式会社
大鉄工業株式会社
辰巳マリン株式会社
株式会社テラ・コンフェクト
株式会社永和システムマネジメント
株式会社阪急交通社
株式会社ロイズコンフェクト

東テク株式会社
全国賃貸管理ビジネス協会
三愛オブリ株式会社
株式会社コスモビューティー
ナイカイ塩業株式会社
特定非営利活動法人大阪災害ボランティア
合同会社ユー・エス・ジェイ
株式会社イトゥビル
大阪商工信用金庫
株式会社コノミヤ
株式会社ホテル三日月
株式会社ＮＨＣ
ヒューリック株式会社
日本住宅ローン株式会社
りんかい日産建設株式会社
第四北越証券株式会社
ダイドー株式会社
大昭建設株式会社
有限会社ケイティシー
中西電機工業株式会社
有限会社ブライトピック
株式会社平安閣
株式会社名古屋冠婚葬祭互助会
ＨＡホールディングス株式会社
株式会社九南
野村不動産株式会社
公益財団法人イオンワンパーセントクラブ
クリーン産業株式会社
株式会社中脇組
高知信用金庫
株式会社金沢柿田商店

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年八月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故渡部陽子遺族　渡部　怡子
故山口房子遺族　山口　紘一
故内藤要三遺族　内藤　晶子
故小林久晃遺族　小林　裕明

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

故長岡末弘遺族　長岡　恵

褒章条例第六条により褒状三枚を授ける

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年八月二十七日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故岡崎まゆみ遺族　杉本　栄雄

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

故服部稔遺族　服部　好治

褒章条例第六条により木杯一組台付二個を授ける

追賞賜杯

自己の危難を顧みず人命の救助に尽力したので、令和七年八月二十七日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故坂本秀雄遺族　坂本　聖子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、北マケドニアの独立記念日につき、九月五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和七年九月九日　金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項

令和７年７月16日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第32026号	リバーストーン・パートナーズ株式会社
東京都知事(1)第32027号	株式会社アレンダンド
東京都知事(1)第32028号	マーチャント・バンカーズ株式会社
新潟県知事(1)第01532号	株式会社Wisdom Holdings
富山県知事(1)第00683号	株式会社ゼクストフィンテック

令和７年７月16日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
山口県知事(8)第01128号	アイシン
大阪府知事(14)第03373号	秋山商事

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第４号
茨城県土浦市沢辺字下原57番地29
清算株式会社　株式会社ＨＦ
代表清算人　木村　浩一
1　決定年月日　令和７年８月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
水戸地方裁判所土浦支部

令和７年（ヒ）第６号
静岡県浜松市中央区大久保町1509番地
清算株式会社　日星アスカ開発株式会社
代表清算人　内野　雅和
1　決定年月日　令和７年８月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１０１号
高知県高知市春野町西諸木986番地
清算株式会社　春野管理株式会社
代表清算人　末松　秀敏
1　決定年月日　令和７年８月22日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　本協定における用語の定義
本協定の対象となる債権（以下「協定債権」といい、協定債権を有する債権者を「協定債権者」という。）は、清算株式会社に対する特別清算開始の命令があった令和７年６月17日（以下「本特別清算開始日」という。）までの原因に基づいて生じた債権並びに特別清算手続中に発生する利息及び遅延損害金（一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除く。）である。
協定債権者及び各協定債権者のうち本特別清算開始日時点の元本の金額（以下「元本債権」という。）は、別紙「協定債権者一覧及び弁済割合」記載のとおりである。
2　弁済方法
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する預貯金口座に振り込む方法により行う。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
第２　協定債権に対する弁済及び権利変更
1　弁済
清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定に係る認可決定が確定した日（以下「協定認可決定確定日」という。）から１か月以内の清算株式会社が別途指定する日（以下「本弁済日」という。）に、協定認可決定確定日に清算株式会社が保有する現預金から清算費用その他将来支出を要するものと合理的に見積もることができる諸費用を控除した残額を弁済原資として、別紙「協定債権者一覧及び弁済割合」記載の弁済割合を乗じた金額（１円未満の端数は四捨五入。以下同じ。）を支払う（以下「本弁済」という。）。
2　権利変更（免除の効力発生日及び免除の内容）
協定債権者は、清算株式会社に対し、本弁済日に、協定債権の総額から本弁済額を控除した残額全額についてその債務を免除する。
3　新たな資産が発見された場合の特則
本弁済実施後、清算株式会社に新たな資産が発見された場合、清算株式会社は、これを速やかに換価処分し、当該資産の換価処分が完了した時点で清算株式会社が保有する現預金から清算費用その他将来支出を要するものと合理的に見積もることができる諸経費を控除してもなお残額が存するときには、清算株式会社が別途指定する日に、各協定債権者に対して、当該残額を弁済原資として、別紙「協定債権者一覧及び弁済割合」記載の弁済割合を乗じた金額を支払う。この場合、前記２の債務免除は、新たにされた弁済の限度で、その効力を失う。
（別紙省略）
高知地方裁判所民事部

更生債権等の特別調査期間

令和７年（ミ）第１号
大阪市中央区大手前１丁目７番31号ＯＭＭビル16階
更生会社　株式会社ケンショウ
特別調査期間　令和７年９月17日から令和７年９月18日まで
令和７年８月28日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、令和７年８月18日関東信越厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づき、公告します。

令和７年９月９日

東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
ジャパンビバレッジ企業年金基金
清算人　新藤　和良

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和７年十一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しております。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　七十二頁（号外第一三八号）

令和七年九月九日

東京都中央区日本橋二丁目一一番二号
（甲）株式会社テラスカイ
代表取締役　佐藤　秀哉

東京都中央区日本橋二丁目一一番二号
（乙）株式会社ＤｉｃｅＷｏｒｋｓ
代表取締役　渡邉　辰一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月二十五日
掲載頁　一六六頁（号外第一九一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月二十五日
掲載頁　一六六頁（号外第一九一号）

令和七年九月九日

香川県綾歌郡宇多津町二六二八番地九六三
（甲）株式会社Ｌｉｂｅｒｔａ
代表取締役　太田　孝治

香川県綾歌郡宇多津町二六二八番地九六三
（乙）株式会社力夢
代表取締役　太田　孝治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月九日

東京都豊島区南大塚三―五四―三山内ビル五〇一
合同会社アメイジングプロモーション
代表社員　伊藤　吉昭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり組織変更後の商号は東京スタッシュ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月九日

神奈川県横浜市神奈川区金港町五―一四
クアドリフォリオ八階
ライフラバー合同会社
代表社員　井上　寿毅

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月九日

静岡県牧之原市布引原四九七番地四
合同会社ＧＥＭ
代表社員　株式会社池ノ沢工業
職務執行者　望月　史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月十日であり、組織変更後の商号は安博集成株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月九日

大阪市浪速区元町一丁目七番二―七〇一号
ＡＩＲＲＥＸ合同会社
代表社員　チェンシンイ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月九日

東京都港区六本木三丁目二番一号
合同会社ＤＧホールディングス
代表社員　株式会社ＤＧＨＤ
職務執行者　清水　勇人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月九日

愛媛県松山市三番町四丁目一二番地一
コンヒラホールディングス株式会社
代表取締役　崎山　俊樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金十億二五〇〇万円、資本準備金の額を金七億二五〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月三日
掲載頁　五十二頁（号外第一二二号）

令和七年九月九日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー三階
ディ・エグゼクティブ・センター・ジャパン株式会社
代表取締役　ポール・ダニエル・サルニコフ

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ二億一千二百五十万円減少し、資本金を五千万円、資本準備金を〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年八月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.jr-shikoku.co.jp/

令和七年九月九日

香川県綾歌郡宇多津町浜三番丁三六番地二
株式会社めりけんや
代表取締役　三木　有人

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円、資本準備金の額を全額減少し、それぞれ四千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月十六日
掲載頁　一〇二頁（号外第一〇八号）

令和七年九月九日

福岡市博多区博多駅中央街五番一四号
博多ステイションフード株式会社
代表取締役　佐々木洋子

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年九月二十五日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年九月九日

広島県東広島市西条中央三丁目一七番三〇号

アケタ有限会社

代表取締役　明田　祥吾

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月九日

三重県津市大里野田町一六二七番地

株式会社三重ヒヨコ

代表取締役　森　康一

株式併合につき株券提出公告

当社は、株式二一・五株を一株に併合することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十月三十一日までに当社にご提出下さい。

令和七年九月九日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー三階

ディ・エグゼクティブ・センター・ジャパン株式会社

代表取締役　ポール・ダニエル・サルニコフ

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社Ａｊｉｒｏ　Ｊａｐａｎを完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十月十日までに当社にご提出下さい。

令和七年九月九日

東京都中央区八丁堀三丁目二七番四号

株式会社Ｇｉｎｃｏ

代表取締役　梶　夢佑斗

資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少公告

当社の第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業の廃止を条件に、当社は、資本金の額を三百九十億五千万円、資本準備金の額を二十億六百六十八万九千六百十九円、利益準備金の額を十二億五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議ある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　三頁

また、当社の商号は当社の第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業の廃止を条件に、クレディ・スイス株式会社へ変更を予定しております。

令和七年九月九日

東京都港区六本木三丁目一番一号

クレディ・スイス証券株式会社

代表取締役　連ユージン

株式交換公告

当社（甲）は、株式会社Ｇｉｎｃｏ（乙、住所東京都中央区八丁堀三丁目二七番四号）を完全子会社とする株式交換をすることにいたしました。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十八日

掲載頁　一三三頁（号外第一一七号）

令和七年九月九日

東京都中央区八丁堀三丁目二七番四号

株式会社Ａｊｉｒｏ　Ｊａｐａｎ

代表取締役　梶　夢佑斗

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億一千二百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001282/38y/

令和七年九月九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＥＳＲ―ＲＥＩＴ　ＴＭＫ１特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001432/2w9j/

令和七年九月九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＥＳＲ―ＲＥＩＴ　ＴＭＫ２特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十二日

掲載頁　八十八頁（号外第九十号）

令和七年九月九日

東京都中央区新富一丁目一五番三号ジパングアウトソーシングサービス内

Straits Himawari TMK One特定目的会社

取締役　横倉　弘和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十二日

掲載頁　八十八頁（号外第九十号）

令和七年九月九日

東京都中央区新富一丁目一五番三号ジパングアウトソーシングサービス内

Straits Himawari TMK Two特定目的会社

取締役　横倉　弘和

訂正公告

令和七年八月二十九日（号外第一九六号）掲載の解散公告中、「令和七年八月一日」とあるは「令和七年七月三十一日」の誤りにつき訂正します。

令和七年九月九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＵＩ　Ｋｏｎａｎ　Ｋａｎｓａｉ特定目的会社

代表清算人　金谷　正文

正

誤

ページ	段	行	誤	正
一一			改正前欄終りから二	挙筋前転法
			挙筋前転法	

令和七年二月二十日（号外第三十四号）厚生労働省告示第三十一号（基本診療料の施設基準等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）